

大学ポートレート(仮称)構築のための論点整理【別添1～3省略】
(大学ポートレート(仮称)準備委員会ワーキンググループ検討経過報告)

I これまでの検討経過

1. ワーキンググループの設置

- 平成24年2月、「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」(平成23年8月5日：文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」)を踏まえ、大学や大学団体等の教育情報の活用・公表のための共通の基盤としての「大学ポートレート(仮称)」(以下、「大学ポートレート」)の整備に向けて、大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等からなる「大学ポートレート(仮称)準備委員会」(以下、「準備委員会」)が設置された。
- 同年3月、準備委員会は、大学ポートレートの整備に関し、
 - ・ 平成26年度からのシステムの本格稼働を念頭に、今後の検討を進めること
 - ・ 大学ポートレートの運営方針は、設置形態ごとの大学団体、評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等関係団体、有識者からなる「運営委員会」が決定すること
 - ・ 大学ポートレートの執行業務は、「大学の質保証のための新法人」に置くことが想定されている「大学ポートレートセンター(仮称)」が担うこと
 - ・ 私立大学・私立短期大学については、日本私立学校振興・共済事業団で実施している情報収集と連携することにより、各大学の追加負担を回避することなどの方向性について了承した。
- また、これとともに、準備委員会の下に、「大学ポートレート(仮称)準備委員会ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」)を設置し、収集する教育情報の項目や表示方法をはじめとする大学ポートレートの整備に関する専門的な調査審議をワーキンググループで進めることを決定した。これを受け、ワーキンググループでは、本年5月から検討を開始した。
- ワーキンググループでは、以下のとおり、教育情報の「公表」と「活用」、及びその「管理運営」について、具体的な論点に沿って検討を進めることとし、このうち、本年10月までに、「公表」に関し一定の意見の一致をみたため、その内容をワーキンググループ案として、準備委員会に報告することとした。

2. 検討に当たっての基本的考え方

(検討の進め方)

- ワーキンググループにおいては、検討を開始するに当たり、まず検討の進め方について、議論を行った。
「大学教育における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」では、大学ポートレートが果たすべき役割として、

- ① 大学進学希望者やその保護者などの学費負担者をはじめとする大学教育に関する関心を有する者に分かりやすく情報を提供すること（「公表」）
② 大学への各種調査などの負担を軽減したり、教育の質の向上に資する教育情報の分析を促進すること（「活用」）
の2つの必要性が指摘されている。

このことを踏まえ、ワーキンググループでは、「公表」と「活用」を分け、それについて検討することとし、このうち「公表」について、先行して議論を開始した。

- 加えて、私立大学・私立短期大学については、日本私立学校振興・共済事業団が私立大学関係者からなる「私学情報推進会議」を設置し、教育情報の公表・活用に関する検討を開始しており、本ワーキンググループでは、同会議との連携を図りながら検討を進めることとした。

(基本的考え方)

- ワーキンググループでは、検討のための基本的考え方を以下のとおり設定した。
- 大学ポートレートへの参加・不参加は、各大学の任意とすること。
 - 大学ポートレートは、教育情報の公表・活用を主眼とすること。
 - 情報の収集に当たっては、大学の作業負担を増加させない工夫を行うこと。
 - 大学ポートレートは、平成26年度からのシステムの本格稼働後も継続して改善・改良を加えること。
- このうち、情報の収集に関しては、国立大学については、大学評価・学位授与機構が、「大学情報データベース」により、国立大学法人評価に使用する情報の収集・蓄積を行ってきた（平成24年度からシステムによるデータ収集は停止）。公立大学・公立短期大学については、公立大学協会及び全国公立短期大学協会が、各大学の基本情報を収集し、HP上で公表している。私立大学・私立短期大学については、日本私立学校振興・共済事業団が、「学校法人基礎調査」等を通じ、情報を収集し、事業団内に設置するデータベースに蓄積している。
- ワーキンググループにおける議論の中では、
- ・ 同じ情報を複数機関に複数回回答すること自体が各大学にとっては負担。
 - ・ 既に日本私立学校振興・共済事業団による情報の収集・蓄積体制が整っている私立大学・私立短期大学については、大学ポートレートで必要となる情報は「学校法人基礎調査」への1度の回答で対応可能となるような工夫が必要。
- との意見があった。各大学の負担を軽減する観点、また、大学ポートレートを効率的に運営していく観点からも、既存の体制や資源を可能な限り活用することが合理的であり、ワーキンググループとしては、大学ポートレートにおける情報の収集・公表に当たっては、別添1の体制をとることが適当との結論を得た。

【別添1】大学ポートレートにおける情報の収集・公表体制

3. 公表

- 次に、ワーキンググループでは、大学ポートレートにおける「公表」について議論を行った。その際、（1）大学ポートレートにおける公表の目的とステークホルダーをどのように考えるか、（2）大学ポートレートで公表する情報項目はどのようなものが適当か、（3）どのような表示形式で情報を公表することが考えられるのかの3つの視点で検討を深めた。

以下に、（1）～（3）の3つの視点でのそれぞれの論点と、ワーキンググループにおける検討結果を記述する。

（1）公表の目的とステークホルダー

- 大学ポートレートにおける公表の目的をどのように考えるか。
- 公表に当たっては、どのようなステークホルダーを重視するか。

《具体的な論点》

- 大学ポートレートにおける公表の目的をどのように考えるか。国内外の大学教育に関心を有する者（ステークホルダー）に分かりやすく情報を発信することと考えてよいか。
- ステークホルダーは、大学進学希望者やその保護者などの学費負担者、高等学校関係者、自治体、産業界など多岐にわたる。その中で、どの者を重視するのか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 大学ポートレートにおける公表は、大学教育を取り巻くステークホルダー、中でも、最も重要なステークホルダーである大学進学希望者とその保護者などの学費負担者にとって分かりやすいものとなるよう構築を図っていくことが適当。

（2）公表する情報

- 大学ポートレートにおいて、どのような情報を公表することが考えられるのか。

《具体的な論点》

- 大学の教育情報には、例えば、
 - ・ 教育研究上の基本組織に関する情報（学部、学科、研究科等の名称や目的など）
 - ・ 教育課程に関する情報（教育内容や卒業・修了要件、取得可能な学位・資格など）
 - ・ 教員に関する情報（教員の数やその構成など）
 - ・ 学生に関する情報（収容定員や学生の数、その構成など）
 - ・ キャンパスに関する情報（所在地や施設・設備の状況、交通手段など）

- ・ 学生支援に関する情報（学生の修学に関する支援や就職・進路選択に関する支援の状況など）
 - ・ 学生生活に関する情報（クラブ活動やボランティア活動の状況など）
 - ・ 費用に関する情報（授業料、入学料など）
 - ・ 経済的支援に関する情報（奨学金や授業料減免の状況など）
 - ・ 進路に関する情報（卒業・修了の状況、卒業・修了後の進路など）
 - ・ 評価に関する情報（認証評価や国立大学法人評価、その他の客観的評価結果など）
- など様々なものが存在しているが、このうち大学ポートレートにおいて、どのような情報を公表することが考えられるのか。
- 学校教育法施行規則第172条の2の規定により大学に公表が義務付けられている9項目に含まれる情報について、大学ポートレートの中でどのように位置付けるべきか。
 - ステークホルダーに分かりやすく情報を公表するとの観点から、大学全体として示すべき情報と学部・学科、研究科等の単位で示すべき情報を分ける必要があるのではないか。
 - 情報を公表することにより各大学の負担が軽減することも考えられることから、公表する項目の検討に当たっては、そのような視点での検討も必要ではないか。

『ワーキンググループにおける検討結果』

- 大学ポートレートに参加するすべての大学が共通して公表する教育情報は、学校教育法施行規則に規定する9項目と大学に対する外部の評価（認証評価、国立大学法人評価、公立大学法人評価など）の結果を含めることが適当。
- これに加え、
 - ・ 例えば学生寮の整備状況など、大学進学希望者やその保護者などの学費負担者の関心の高い情報
 - ・ 各大学、学部・研究科等の特色等
 を盛り込むことが適當。
- 具体的には別添2のとおり設定することが適當。

なお、議論の過程で、大学進学希望者とその保護者を最も重要なステークホルダーとして位置付けるのであれば、これらの者の関心の高い入試方法別の合格者数や入学者数、中退率、卒業・修了後の状況の詳細は参加するすべての大学が共通して発信する教育情報に位置付けるべきとの意見があった。一方、これに対して、数値のみが独り歩きする可能性もあることから、これらの情報の公表については慎重であるべきとの意見もあった。このため、大学進学希望者・保護者など学費負担者のニーズや今回公表することとした情報公表後の効果や影響等も踏まえながら、これらの情報の公表の可否について、今後も検討を続けていく必要がある。

【別添2】国公私立共通に公表する教育情報

(3) 公表の形式

- 情報をどのような形式で公表するのか。

《具体的論点》

- 情報の公表に当たっては、諸外国における公表の形式も参考としつつ、画一的なランキングにならないよう、数値のみの表示ではなく、文字情報との組み合わせによる工夫や、図やグラフの活用等が必要ではないか。また、リスト化を避けて、ペーパービュー形式で表示するなどの工夫も考えられるのではないか。
- 分かりやすい公表とするためには、どのような検索機能が必要か。
- 各大学の特色・強みとして、どのような情報を強調して公表すべきか。特色・強みの公表に当たっては、任意の項目の設定などの工夫も考えられるのではないか。
- 公表に当たっては、各大学の入力負担を軽減しつつ、充実した情報を提供する観点から、各大学のＨＰ等へのリンクを活用するなどの方策が必要ではないか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 大学ポートレートによる教育情報の公表は、大学進学希望者及び学費負担者にとって分かりやすい表示となるよう、数値のみの表示ではなく、文字情報や図・グラフ、写真などを活用すべき。また、画一的なランキングにならないよう、ペーパービュー形式で表示することが適当。
- 大学ポートレートウェブサイトのトップページでは、国公私立を通じた共通枠組の中で検索できるようにすることが適当。
- 検索機能については、利用者の利便性を考慮し、簡易検索と詳細検索を設けることが必要。簡易検索については「大学名」、「学部・研究科名」、「学科・専攻名」、「キャンパスの所在地」、「学問分野」、「課程区分」による検索を国公私立を通じた共通枠組の中で可能とし、詳細検索については国公私立それぞれにおいて適当な検索項目を設定することが適当。
- 大学の作業負担に配慮しつつ、公表する情報量を充実させるためには、各大学のＨＰへのリンクを活用することが必要。
- 具体的には別添3のようなイメージが考えられること。

【別添3】大学ポートレート検索・表示イメージ

II 今後の検討課題

以上のとおり、ワーキンググループでは、平成24年5月の検討開始以降、主に大学ポートレートに関する基本的な考え方と教育情報の公表に関する事項を中心として議論を進めた結果、（1）公表の目的等、（2）公表する情報、（3）公表の形式について一定の意見の一致に至った事柄について報告を行うものである。今回合意に至らなかつた点も含め、大学ポートレートにおける「公表」の在り方については、大学ポートレートの開始後もステークホルダーの意見も踏まえつつ検討を行い、その一層の充実に向けて継続的に改善に取り組むこととする。

また、今回検討が十分に熟さなかつた海外に向けた多言語での公表の方策については、整備コストや大学の負担を踏まえつつ、別途検討を進めていくこととする。

このほか、「公表」以外の残された検討課題として、

- ① 教育の質の向上に資する大学における大学ポートレートを活用した教育情報の分析、
 - ② 大学ポートレートの運営体制（運営委員会等）の在り方等、
- についても順次検討を行うとともに、平成26年度からの大学ポートレートの円滑な開始に向けて、各大学の作業の参考となるガイドラインの作成等の準備を進めることが必要である。

大学ポートレート（仮称）構築のための論点整理（その2）
(大学ポートレート（仮称）準備委員会ワーキンググループ検討経過報告)

1. 国際発信

(1) 検討に当たっての基本的考え方

- 日本への留学希望者等に向けた国際的な情報発信としては、日本語による発信にも一定の意義があることを前提としつつ、ここでは主に他言語での発信（以下「国際発信」という。）の在り方について検討した。
- 大学ポートレート（仮称）における国際発信に関しては、各大学の方針や特色により国際発信の必要性等も多様であること、また各大学や「グローバル30」事業採択大学が共同で開設したウェブサイトによる発信などが主体的に行われていることを踏まえて考える必要がある。

(2) 国際発信の目的

《論点》

- 大学ポートレート（仮称）における国際発信の意義・目的についてどのように考えるか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 大学が教育研究上あるいは経営戦略上重視する機能は様々であり、したがって国際発信の必要性や発信しようとする情報の内容も大学によって異なる。現に各大学において、それぞれのウェブサイト等により、海外の留学希望者等を念頭に、自大学の特色や強みなどを発信する取組も行われている。また、「グローバル30」事業採択大学が主体的に共同してウェブサイトを開設し、英語による情報発信を行っているといった例もある。また、この他、日本学生支援機構のウェブサイト”Japanese College and University Search”においても英語による大学情報の発信が行われている。このように、各大学が工夫を凝らして自大学の情報を積極的に国際発信することは、各大学の国際的な評価の向上、優秀な学生・教員の獲得や外国の大学との組織的・継続的な教育連携の加速などにも寄与するものである。
- 大学ポートレート（仮称）においては、各大学における主体的な情報発信を前提としつつ、国公私立大学の教育に関する基本的な情報の共通枠組みとして、大学ポートレート（仮称）の閲覧者が必要な情報に到達できるようにすることが期

待される。それにより、日本の大学教育全体に対する国際的な信頼性の確保や評価の向上、質保証の促進に資することが中心的な意義・目的であると考えられる。

(3) 各大学の参加の在り方

《論点》

- 大学ポートレート（仮称）における国際発信の目的を踏まえ、各大学の参加の在り方についてどのように考えるか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 大学に関する情報の国際発信は、各大学が重視する機能に応じ、各大学のウェブサイト等による発信も含め、できるだけ積極的に行うのが望ましいことは言うまでもない。
- 大学ポートレート（仮称）における国際発信については、少なくとも各大学のウェブサイト等のうち国際発信に係るページや日本学生支援機構のホームページへのリンクを張ることが考えられる。また、例えば国際的な教育研究活動や学生交流に特に力を入れようとする大学、大学院教育に重点を置き外国人研究者等を積極的に受け入れようとする大学等は、各大学の方針により、大学ポートレート（仮称）においてより充実した情報を掲載、発信することが期待される。

(4) 発信する情報の範囲

《論点》

- 大学ポートレート（仮称）において国際発信する情報の項目、内容についてどう考えるか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- (3) で例示した国際的な教育研究活動や学生交流に特に力を入れようとする大学、大学院教育に重点を置き外国人研究者等を積極的に受け入れようとする大学等においては、国際化対応に関する自大学の方針や戦略に基づき、国際的な信頼性の確保や評価の向上、透明性の向上を通じた質保証の促進という観点から、それぞれの判断により必要と考える情報を幅広く発信することが適当である。その他の大学においても、各大学のウェブサイト等へのリンクも含め、各大学のニーズや方針等に応じ柔軟に対応できるようにすることが望ましい。

- 大学ポートレート（仮称）において国際発信する情報の具体的な項目、内容については、大学分科会で示された項目例¹や国際発信に関する各大学等の取組状況を参考とするとともに、ユネスコ地域条約²において求められる「国内情報センター」の果たすべき機能の在り方も踏まえつつ、引き続き検討を行うこととする。

（5）その他の論点について（発信言語、翻訳作業）

《論点》

- 国際発信について、どのような言語での発信を行うことが適當か。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 国際発信の対象は全世界であり、使用する言語も本来は多様であることが望ましいが、大学ポートレート（仮称）が国公私立大学の共通枠組みであることを考えれば、まずは最も必要性が高いと思われる英語による発信から開始するのが現実的であろう。
- その他の言語への拡大については、各大学における情報発信の状況や利用者の要望、また大学ポートレート（仮称）の運用に要する費用等の観点も踏まえつつ、将来的に検討することが適當である。

《論点》

- 各大学が的確な翻訳を行うための支援や作業の負担軽減のためにどのような方策が考えられるか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 各大学が基本的な情報を外国語に翻訳する際に参考となる翻訳例を、大学ポートレート（仮称）の業務を担当する組織（後述の「大学ポートレートセンター（仮称）」）等において作成、提供することが考えられる。

¹ 「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年5月12日、大学分科会 大学教育の検討に関する作業部会 国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ）

² 「ユネスコ・高等教育における資格の認定に関するアジア・太平洋地域条約（仮称）」。現在、政府において締結に向け検討中。

2. 教育改善のための情報の活用

(1) 検討に当たっての基本的考え方

- 各大学が教育改善のサイクルを機能させていく上で、そのための検討、判断の材料として、自大学の状況の把握・分析を客観的な情報に基づいて行うことは極めて重要である。大学ポートレート（仮称）に集められる情報は、関係大学の理解の下に、そのような各大学の取組にも活用できるようにし、我が国の大学教育全体の質の保証や向上を図っていくことが望ましい。
- 大学ポートレート（仮称）に蓄積される情報の教育改善のための活用については、各大学や大学団体等のニーズを踏まえ、これらにできる限り応えられるよう、参加大学間で合意形成を図っていくことが重要である。
- 教育改善のための情報分析は各大学や大学団体等の発想や工夫により多元的に行われることが望ましく、大学ポートレート（仮称）もこれに積極的に活用されることが期待される。

(2) 教育改善のための情報の活用に関する取組の進め方について

《論点》

- 教育改善のための情報の活用に関する取組は、どのように進めるべきか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 大学ポートレート（仮称）の情報を各大学の教育改善に活かすには、情報を提供する大学の理解と協力を得つつ、より幅広い情報を活用できるようにすることも望まれる。
- このような教育改善のための情報の分析、活用は、設置主体別の大学団体や複数の大学によるコンソーシアム等の主体的な取組としても、構成メンバーである各大学の合意の下に、既に様々な取組が行われている。
- 各大学の教育改善のために大学ポートレート（仮称）の情報の活用を進めるに当たっては、次のように段階的に取り組んでいくことが現実的であり適当と考える。
 - ① 当面、設置主体別の各大学団体において、各大学のニーズや要望を踏まえつつ、引き続きどのような情報を基にどのような分析を行うことが必要か等についての具体的な検討を進める。
 - ② 大学団体ごとに、このような情報の活用に着手できる環境が整ったところから、大学ポートレート（仮称）における活用を進めていく。国公立大学間においても、合意形成ができたところから情報を共有し活用していくことが考えら

れる。

- ③ 大学ポートレート（仮称）の運営方針を審議するための組織（後述の「運営委員会（仮称）」）において②の取組状況を報告し合い、更なる充実につなげていく。
- ④ これらの取組を進めることにより、教育改善のための情報活用の意義や有用性についての理解を深め、将来的には、参加各大学及び大学団体等の合意の下に、国公私立大学全体を通じた情報活用の充実を図っていくことが望ましい。

（3）情報の利用の方法と活用主体の範囲について

《論点》

- 情報の利用の方法と活用主体の範囲をどのようにするべきか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 自大学の教育改善に役立てるという観点から、大学ポートレート（仮称）に参加する各大学において、自大学との共通項を有する大学群の中における自大学の状況の把握やベンチマー킹ができるよう、大学群別の情報の集計値（平均・中央値・分布）等を利用できるようにすることが有用と考えられる。
また、大学全体の状況について広く社会に発信するため、こうした集計値等の一部を公表することも考えられる。
- 各大学における活用に加え、大学ポートレートセンター（仮称）においても、集計値等を用いた分析を行う機能を持つことが適当である。
- これらに加え、参加大学または大学団体等の了解を前提に、大学評価機関やIRに取り組む大学コンソーシアム等でも一定の情報について利用を可能とする方向で、これらの機関に提供可能な情報の範囲やその場合の手続等について引き続き検討する。

（4）情報活用の更なる充実方策について

《論点》

- 情報活用を更に充実させていくためにどのような方策が考えられるか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 各大学や大学コミュニティにおける情報の活用を促進するため、大学ポートレ

ートセンター（仮称）において、大学、大学コンソーシアム及び海外における情報活用の事例の収集等を通じて効果的な情報分析の手法等に関する情報提供を行うべきである。

- 各大学における教育改善のための情報の有効活用を促進するため、大学ポートレートセンター（仮称）において、日本私立学校振興・共済事業団や他の大学関係団体の取組とも連携しつつ、情報分析を効果的に行うことのできる人材（ＩＲ人材）の育成に取り組むことが期待される。

3. 管理運営

（1）検討に当たっての基本的考え方

- 大学ポートレート（仮称）の始動後も、継続的に充実を図っていく観点から、運営方針等を審議する態勢を構築する必要がある。
その際、大学コミュニティの自律的な取組を尊重するとともに、関係者の意見を適切に反映し、かつ、責任ある運営がなされる態勢とすることが重要である。
- 国公私立共通の取組に係るプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いを担う大学評価・学位授与機構と、私立大学の情報の取扱いを担う日本私立学校振興・共済事業団は、大学ポートレート（仮称）事業の実施に関わる団体として、互いに適切な連携・協力をを行うことが必要である。
- 国公私立共通の情報の公表や活用に加えて、設置主体ごとの多様性を踏まえた特色ある情報の公表や活用の充実を図ることが望ましい。そのような充実を図るために、関係団体においては積極的に検討が行われることが期待される。

（2）運営方針の審議等について

《論点》

- 大学ポートレート（仮称）の運営方針等を審議するための組織の在り方について、どのように考えるか

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 大学ポートレート（仮称）の運用に当たっては、大学関係者による自律的かつ積極的な取組が最も重要であるとともに、大学の重要なステークホルダーである高等学校関係者や産業界関係者等の意見を適切に反映することが必要である。
このため、大学ポートレート（仮称）による情報の公表・活用に係る運営方針など運営に関する重要事項（以下「運営方針等」という。）について審議する「運

営委員会（仮称）」（以下「運営委員会」という。）及び大学ポートレート（仮称）の運営について評価し、運営委員会に対して意見を述べる「ステークホルダー・ボード（仮称）」（以下「ステークホルダー・ボード」という。）を設けることが望ましい。

- 運営委員会は、大学ポートレート（仮称）における情報の収集・公表・活用に責任を負う大学の関係者として、以下の者により構成することが考えられる。

・設置主体等別の大学団体の関係者

〔国立大学協会、公立大学協会、全国公立短期大学協会、
日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会〕

・大学ポートレート（仮称）事業の実施に関わる団体の関係者

〔大学評価・学位授与機構、日本私立学校振興・共済事業団〕

・機関別認証評価機関の関係者

〔大学評価・学位授与機構、大学基準協会、
日本高等教育評価機構、短期大学基準協会〕

・その他、大学の情報公表・活用に関する研究者等

運営委員会は、大学ポートレート（仮称）を運営する大学評価・学位授与機構に置き、運営方針等の決定は運営委員会での審議を経て行うものとする。すなわち、運営方針等の決定にあたっては、運営委員会の審議結果を十分尊重することとする。

- ステークホルダー・ボードは、大学の重要なステークホルダーである高等学校、産業界の関係者や大学情報の公表・活用等に関し識見を有する者で構成することが考えられる。運営委員会は、ステークホルダー・ボードとの間で円滑な意思疎通に努めるとともに、ステークホルダー・ボードによる評価、意見を十分考慮し、大学ポートレート（仮称）の改善に積極的に生かすものとする。

なお、運営体制については、大学関係者とステークホルダーの両者で運営委員会を構成することとすべきとの意見もあったが、本ワーキンググループとしては、上に述べたように、大学関係者により構成する運営委員会とステークホルダーにより構成するステークホルダー・ボードを設け、それぞれの役割と両者の関係を明確にすることにより、適切な運営の確保を図ることとするべきとの判断にいたった。

- 大学ポートレート（仮称）の運営状況については、大学評価・学位授与機構及び日本私立学校振興・共済事業団の中期目標に基づき評価を行っていくこととなる。このほか、外部の者による評価を受ける機会を設けることも、運営委員会において検討していくことが望ましい。

(2) 大学ポートレート（仮称）の運用を担当する組織について

《論点》

- 大学ポートレート（仮称）の運用を担当する組織の在り方について、どのように考えるか

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 大学ポートレート（仮称）の運用に当たり、国公私立の枠組みでの取組に係る業務を担当するための組織として、大学ポートレートセンター（仮称）（以下「大学ポートレートセンター」という。）を、大学評価・学位授与機構に置くことが適当である。
- 大学ポートレートセンターは、運営委員会における審議を経て決定された運営方針等に基づき、事業の有効、円滑な実施のために必要な業務を行う。なお、これらの業務の実施に当たっては、大学ポートレートセンターは、私立大学に係る部分について日本私立学校振興・共済事業団における取組と、連携・協力を行うこととする。現時点で想定される大学ポートレートセンターの主な業務としては、例えば次のようなものがある。
 - ・大学ポートレート（仮称）の運用・保守等に関する業務
 - ・運営委員会等の開催及び関係機関との連絡に関する事務
 - ・社会への広報・周知活動
 - ・利用者（国内外の個人・団体、高校・大学等の教育機関、その他関心を有する機関等）からの問合せへの対応
 - ・利用者の意見や利用状況の分析と、運営委員会に諮るための改善方策案の検討
 - ・大学全体の状況をまとめた報告書や広報資料等の作成
 - ・教育情報の効果的な分析手法等に関する調査及び大学等への情報提供
 - ・大学情報の収集・公表・活用に係る研修等の人材育成
 - ・国際発信のための翻訳例の作成
 - ・未参加大学への広報、参加の呼びかけ

4. 負担軽減

(1) 検討に当たっての基本的考え方

- 大学ポートレート（仮称）の内容の充実と関係者への周知を図ることにより、大学ポートレート（仮称）による情報の発信・提供が有効に活用され、大学評価

や各種調査への対応などに係る大学の負担軽減につながることが期待される。

(2) 大学評価や各種調査に係る負担軽減について

《論点》

- 大学評価や各種調査への対応に係る大学の負担軽減のために、大学ポートレート（仮称）をどのように活用するべきか。

《ワーキンググループにおける検討結果》

- 大学評価に係る大学の負担軽減を図る観点から、各評価機関において、大学ポートレート（仮称）に収集されている情報を、認証評価においても利用することが適当であり、この場合、大学に対して重ねての情報提供を求めないようにすることが望ましい。

各評価機関においても、大学ポートレート（仮称）の情報を評価に適切に活用できるよう、評価のために必要なデータの範囲、定義、時点等について、大学ポートレート（仮称）のデータベースに蓄積された情報を可能な限り利用するという視点から積極的に検討されることが期待される。

なお、大学ポートレート（仮称）のために大学評価・学位授与機構のデータベースに収集された情報を同機構が認証評価に活用する際は、他の評価機関が活用する場合と同様の手続きを経ることとなる。

- 大学に対し多様な主体から数多くの調査が行われている現状に鑑み、大学ポートレートセンターや文部科学省からこれらの調査主体に対し、大学ポートレート（仮称）により公表されている情報に関してはそれを参照することについて、理解と協力を求めることが望ましい。特に、政府や政府関係機関の行う調査については、積極的に大学ポートレート（仮称）が活用されることが求められる。

- 大学評価や調査等のニーズに積極的に応えていく観点から、大学ポートレート（仮称）の情報について各大学の了解の下に、関係機関等へ一括提供することについても、各大学団体とも連携しつつ検討を進めることが適當である。

- 将来的には、大学が大学ポートレート（仮称）に情報を入力し、情報提供を許可する相手先や使用目的の範囲を指定することによって、大学ポートレート（仮称）に集められた情報が各種の情報提供要請に対して、有効かつ円滑に活用される環境を目指していくことが期待される。